

伝統芸能館優先使用基準

豊中市立伝統芸能館条例施行規則第3条第2項ただし書きによる、市長が特に必要と認めるもの（使用申込受理期間前の申込み、以下「受理期間前申込み」という。）について、基準を次のように定める。

1. 使用目的

受理期間前申込みの適用については、次のとおりとする。

- (ア) 市が主催又は共催する催し。
- (イ) 市民ホール等指定管理者が主催又は共催する催し。
- (ウ) 伝統芸能館登録グループ要項に定める登録グループが主催する催し。
- (エ) 克明南部連合自治会または同自治会に加盟する自治会が主催又は共催する催し。

2. 受理期間前申込みの時期

伝統芸能館の受理期間前申込みをしようとする者は、使用する日の属する月の7月前の月初から5月前の月末までに所定の依頼書を市長に提出しなければならない。

3. 受理期間前申込みの受付件数の制限

受理期間前申込みの受付制限については、次のとおりとする。

- (1) 伝統芸能館の受理期間前申込みは、当該申込みをしようとする月の利用可能日数のおおむね3分の1（うち土曜、日曜、祝・休日は同2分の1）を超えない範囲での受付とする。
- (2) 伝統芸能館登録グループ要項に定める育成グループ及び協働グループの受理期間前申込は、発表もしくは講習会等の利用については年1回、練習等の利用については月1回、協力グループについては、発表もしくは講習会等の利用については年1回とする。
- (3) ただし、魅力文化創造課長が必要と認める場合はこの限りではない。

附則

- 1. この基準は令和3年4月1日から施行する。
- 2. この基準は令和3年9月21日から施行する。